

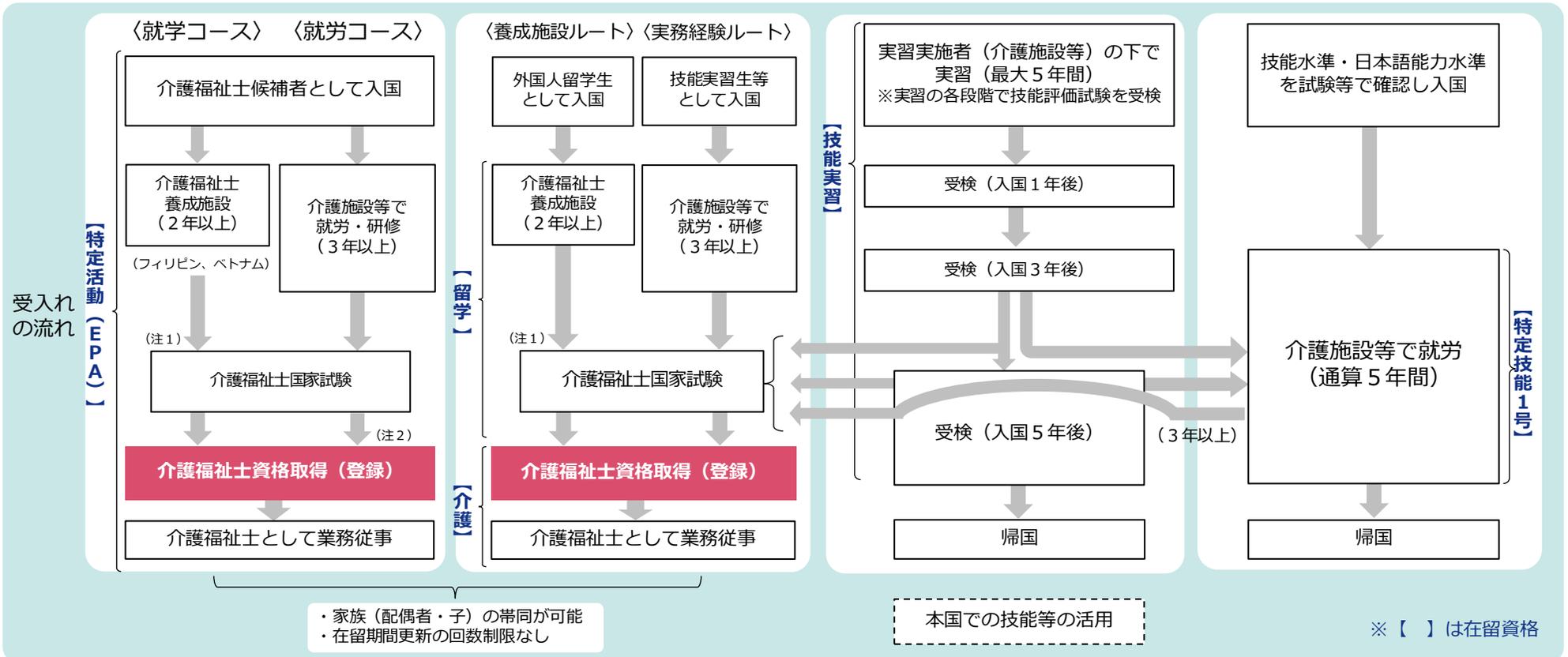
外国人介護人材の確保・受入れ・定着に関する政策動向

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室長補佐 岡本 慎

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
在留者数	3,004人（うち資格取得者435人） （令和8年2月1日時点）	13,949人 （令和7年6月末時点）	20,065人 （令和6年12月末時点）	65,505人 （令和7年11月末時点・速報値）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転（注3）	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



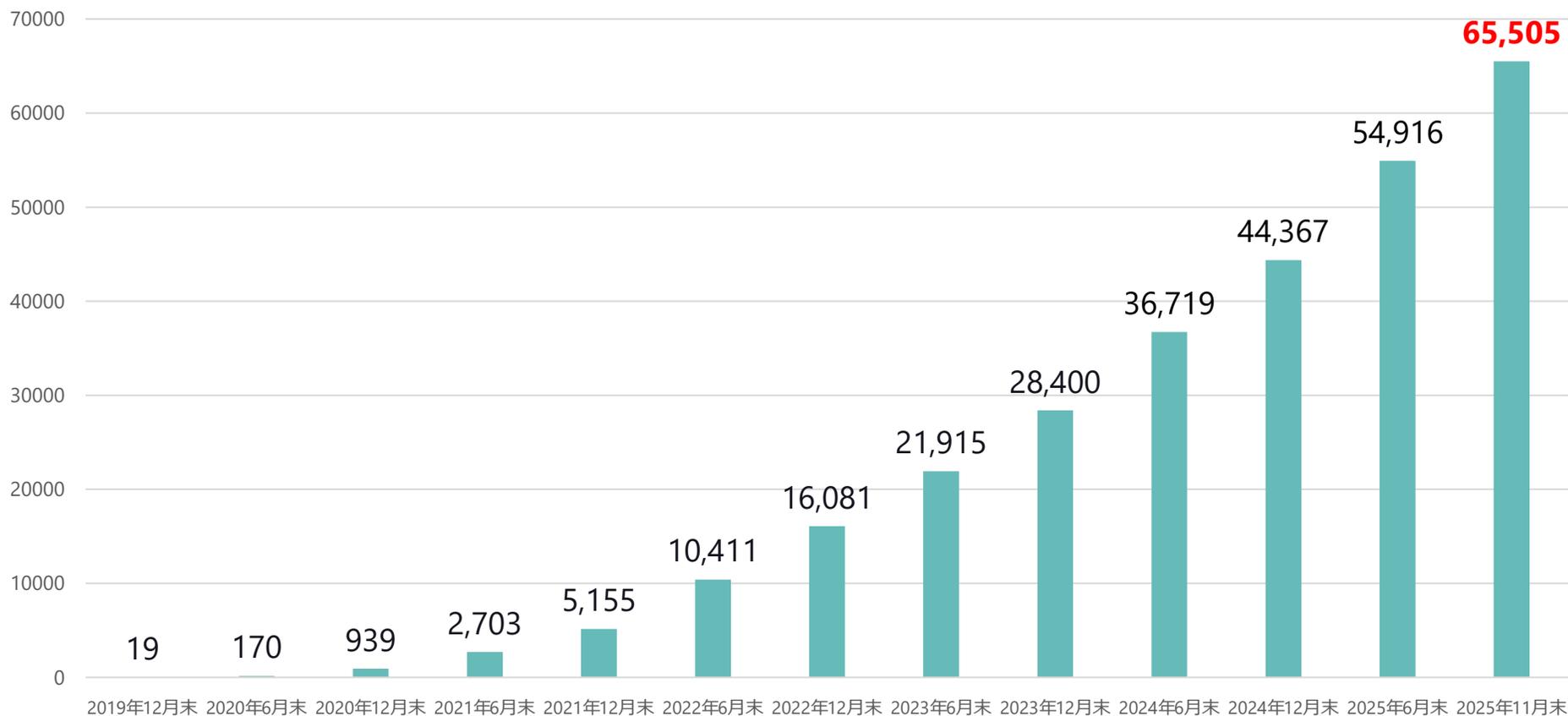
（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

（注3）技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、令和9年4月1日の施行予定。

介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した2019年以降、継続して増加。
- 直近の2025年11月末の在留者数は約6万6千人であり、過去最多となっている。

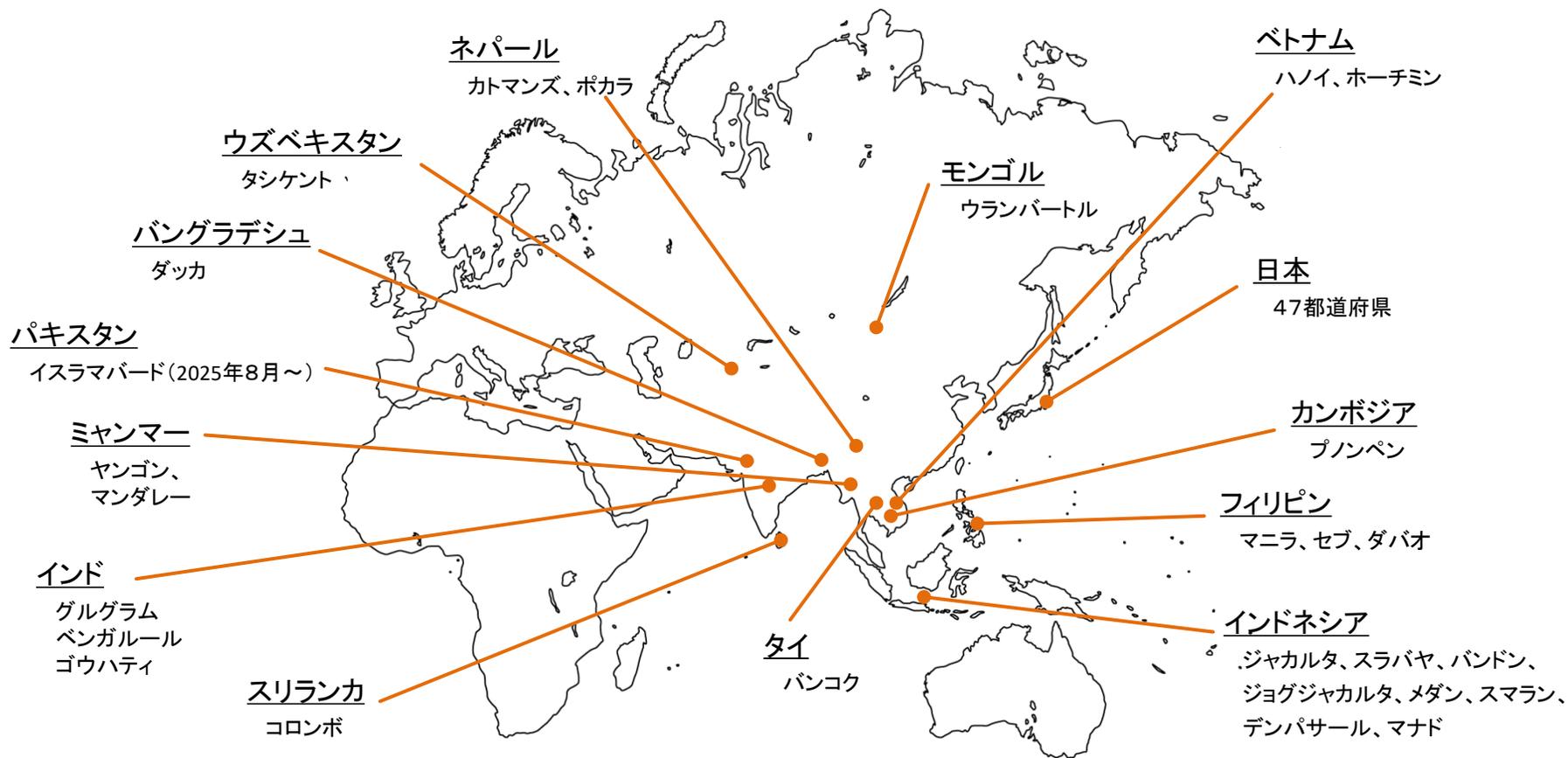


(出典) 出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施状況

試験の実施状況

- 2025年8月時点で日本国内(47都道府県)及び海外13カ国(フィリピン・カンボジア・ネパール・インドネシア・モンゴル・タイ・ミャンマー・インド・スリランカ・ウズベキスタン・バングラデシュ・ベトナム・パキスタン)において試験実施済み。
- これまで介護技能評価試験に計171,159名、介護日本語評価試験に計157,373名が合格(2019年4月～2025年12月試験の実績)。

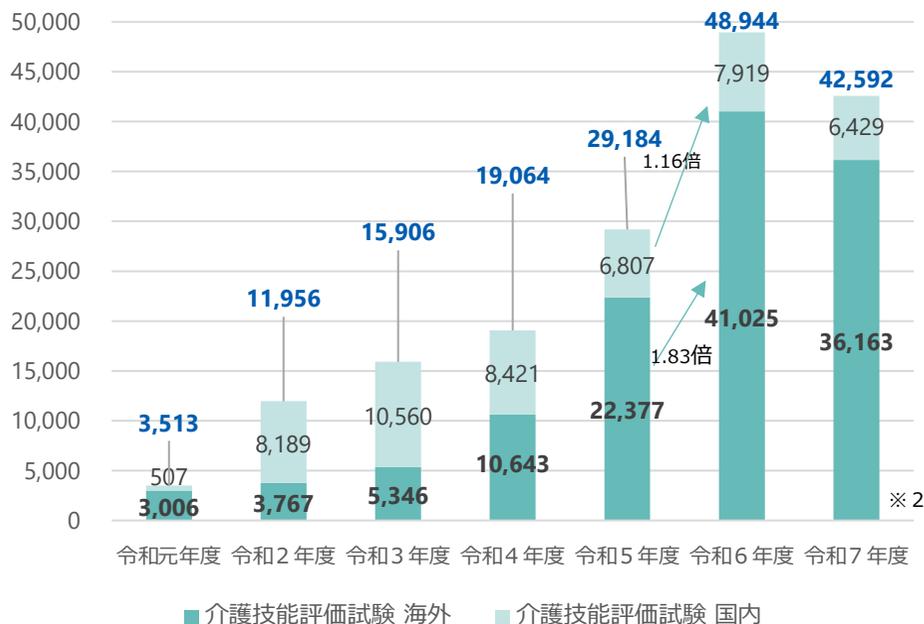


「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格者数推移

- 「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の累計合格者数は、両試験とも15万千人以上となっている。
- 令和5年度と令和6年度を比較すると、国内での日本語評価試験の合格者は微減である一方で、海外での日本語評価試験及び国内外での技能評価試験の合格者は増加している。

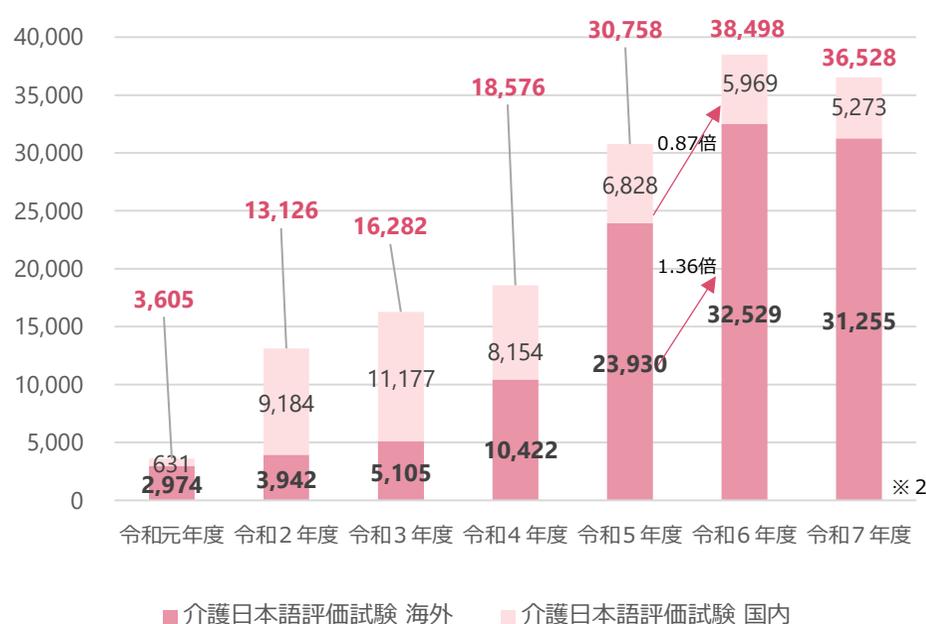
介護技能評価試験

累計合格者数：**171,159**人（平成31年4月～令和7年12月末までの実績・青字の合計）
（国内合格者数：48,832人、海外合格者数：122,327人）



介護日本語評価試験

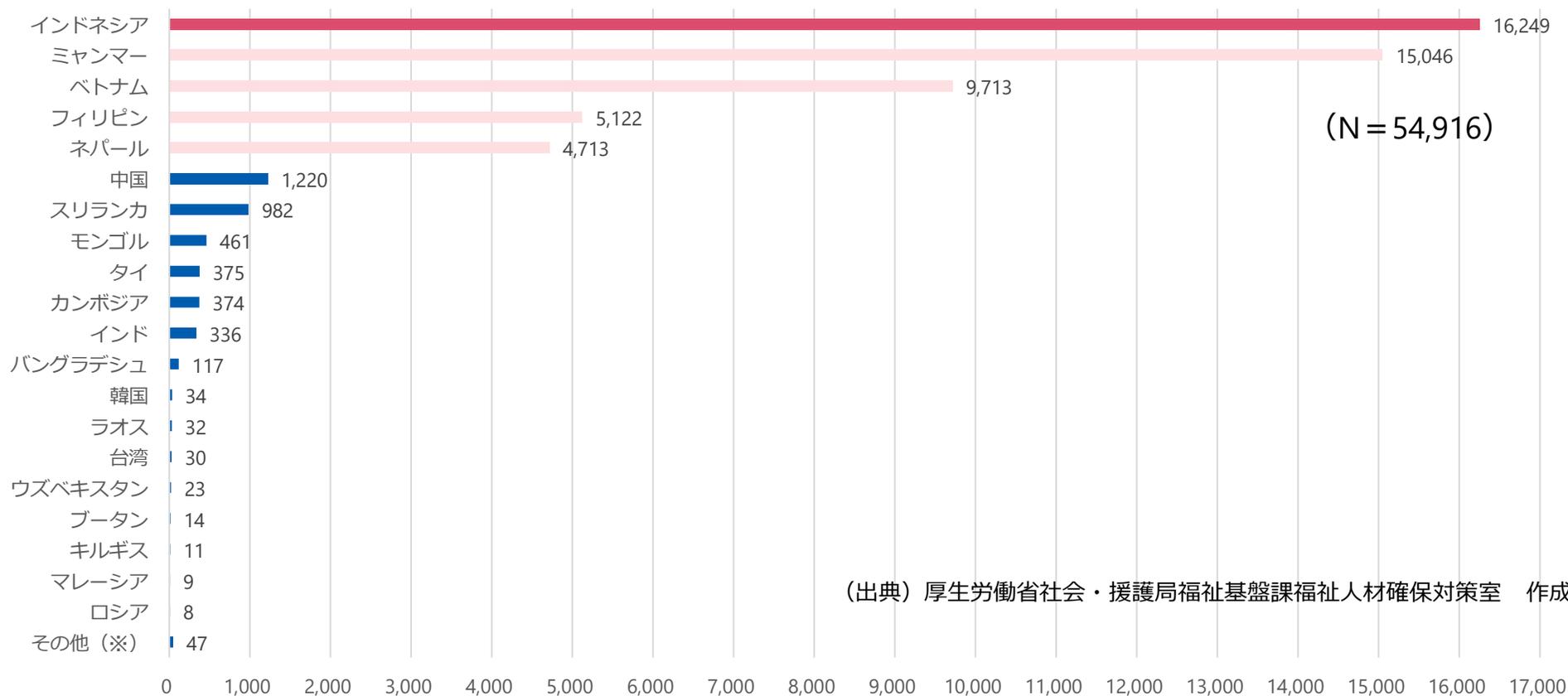
累計合格者数：**157,373**人（平成31年4月～令和7年12月末までの実績・赤字の合計）
（国内合格者数：47,216人、海外合格者数：110,157人）



※1 「介護技能評価試験等実施事業」実施者であるプロメトリック株式会社より令和7年12月末時点で提供されたデータを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。
 ※2 令和7年度の数値は令和7年4～12月の実績。

介護分野の特定技能外国人の国籍

- 介護分野の特定技能外国人の国籍をみると、インドネシアが最も多い。
- 次いでミャンマー、ベトナム、フィリピン、ネパールの順となっており、EPA介護福祉士候補者を受入れている3か国を含む、上位5か国で9割以上となっている。

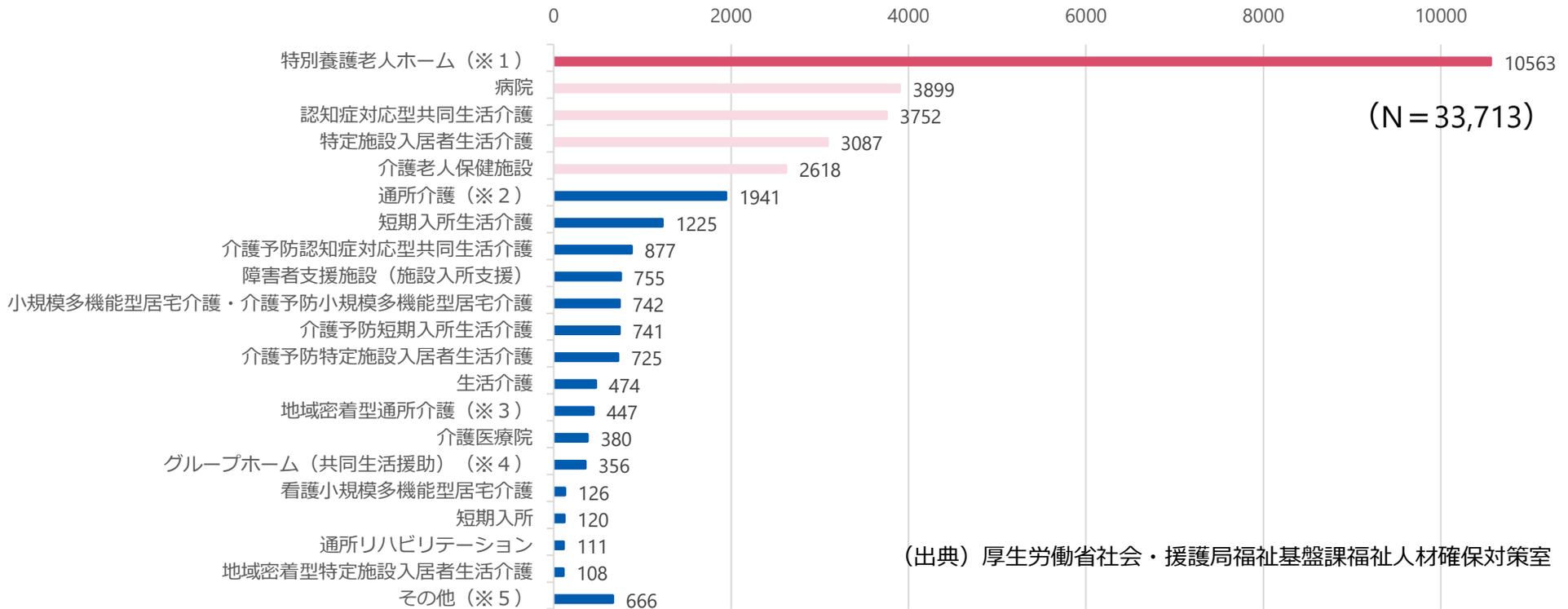


※ 数値は出入国在留管理庁の公表資料のうち、令和7年6月末時点での特定技能在留外国人数を引用。

※ その他は件数の少ない国籍をまとめたもの。具体的にはナイジェリア、ブラジル、フランス、米国、ペルー、パキスタン、イタリア、メキシコ、スペイン、ドイツ、コロンビア、英国、ルーマニア、エジプト、ガーナ、カメルーン、ケニア、モロッコ、グアテマラ、チリ、オーストラリアが含まれている。

介護の特定技能外国人の受入施設・事業所の類型

- 介護の特定技能外国人は、特別養護老人ホームで最も多く受け入れられている。
- 次いで、病院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設の順で受け入れられており、上位5施設・事業所で約7割となっている。



(注) 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和7年9月12日時点で編集したもの。複数回答可。

※1 「特別養護老人ホーム」には指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）も含む。

※2 「通所介護」には老人デイサービスセンターを含む。

※3 「地域密着型通所介護」には指定療養通所介護を含む。

※4 「グループホーム（共同生活援助）」は外部サービス利用型を除く。

※5 「その他」は、件数の少ない施設・事業の類型をまとめたもの。具体的には第1号通所事業、障害児入所施設、認知症対応型通所介護、療養介護、介護予防通所リハビリテーション、診療所、短期入所療養介護、就労継続支援、介護予防短期入所療養介護、救護施設、放課後等デイサービス、介護予防認知症対応型通所介護、児童発達支援、福祉ホーム、就労移行支援、自立訓練、日中一時支援、指定訪問介護が含まれている。

外国人介護人材の確保・定着にかかる取組について

- 将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することは喫緊の課題。処遇改善など、総合的な人材確保対策を進めているところ、外国人介護人材の活用も重要。
- 現在、我が国の介護を支える大変重要な存在として、多くの介護施設等において外国人介護人材にご活躍いただいているところ、希望される外国人の方々が我が国で長く働けるよう、海外への働きかけと、定着支援の両面から、以下のような取組を進めている。

○ 現在の取組

(1) 海外現地への働きかけ

○特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施

- ✓ 2025年12月時点で海外13カ国、日本国内で試験を実施。インドネシアなど受験者が急増する地域の試験会場・定員を増設
- ✓ これまで介護技能評価試験に計171,159名、介護日本語評価試験に計157,373名が合格（2019年4月～2025年12月試験実績）

○海外に向けた日本の介護についてのPR

- ✓ 日本の介護施設で働く外国人職員が参加して質問に答える「海外向けオンラインセミナー」を令和2年から11か国で延べ40回開催。
- ✓ 外国人目線で知りたい情報をまとめた「Japan Care Worker Guide」を11言語で運営。Facebookファンは約14万人。
- ✓ 日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして、WEB・SNSで情報発信。

○外国人介護人材の受入促進にかかる支援

- ✓ 初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対する費用の助成。
- ✓ 海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う介護事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等にかかる費用の助成。

(2) 定着支援

○介護福祉士国家試験に向けた学習支援

- ✓ 介護福祉士国家試験対策や介護の日本語等に関する、多言語に対応した学習教材の作成。
- ✓ 介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用。
- ✓ 当該年度の国家試験を受験予定の外国人介護人材を対象とした、介護福祉士国家試験対策に特化した講座の開催。

○介護人材が働きやすい職場環境の構築支援

- ✓ 介護福祉士の資格取得支援やメンタルヘルスケア・住まい支援、ICT等の導入・活用など、介護事業者にかかる費用の助成。
- ✓ 外国人や介護事業者を対象とした母国語での相談窓口を設置し、受入施設等の巡回訪問を通じた相談支援の実施。

外国人介護人材確保の関連予算事業

海外への働きかけ強化 (情報発信・マッチング・経済的支援等)

事業名	実施主体	対象	事業内容
① 介護技能評価試験等実施事業	民間団体	特定技能	日本国内外での特定技能評価試験の実施。
② 外国人介護人材受入・定着支援等事業	民間団体	すべての在留資格	海外での現地説明会、WEB・SNS等での日本の介護等の情報発信。
③ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	留学・特定技能	海外現地での特定技能就労希望者等に関する情報収集・合同説明会の実施等のマッチング支援の実施。
④ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	留学	介護施設等に対して、留学生への奨学金等の支援に係る経費を助成。
⑤ 外国人介護人材獲得強化事業	都道府県	すべての在留資格	介護施設等に対して、直接海外現地での採用経費に係る経費等を助成。

定着支援 (資格取得支援・生活支援等)

事業名	実施主体	対象	事業内容
① 介護の日本語学習支援等事業	民間団体	すべての在留資格	介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用、介護の日本語等の学習教材の作成等
② 外国人介護人材受入・定着支援等事業	民間団体	すべての在留資格	相談支援の実施や交流会の開催支援・特定技能等の外国人介護人材の受入施設への巡回訪問等の受入支援
③ 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	民間団体	EPA	就労前の「介護導入研修」の実施、EPA受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談支援等を実施

定着支援 (資格取得支援・生活支援等)

事業名	実施主体	対象	事業内容
④ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	民間団体	EPA	就労に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、通信添削指導、資格を取得できず帰国した者への母国での再チャレンジ支援等の実施による介護福祉資格取得支援を実施。
⑤ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	EPA	EPA受入施設が行う、介護福祉士候補者への日本語・専門知識の学習支援、喀痰吸引等研修の受講費用の負担、研修担当者の活動にかかる費用の助成。
⑥ 障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	都道府県	EPA	※「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」はEPA介護福祉士候補者を受け入れた障害者施設等に限る。
⑦ 介護福祉士修学資金等貸付事業	都道府県	すべての在留資格	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者は修学資金等の返済を全額免除。
⑧ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	すべての在留資格	介護施設等に対して、外国人介護職員とのコミュニケーション支援、外国人介護人材への学習支援や生活支援等に対する経費を助成。
⑨ 外国人介護人材研修支援事業 (地域医療介護総合確保基金)	都道府県	すべての在留資格	外国人職員向けの集合研修や外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施。
⑩ 外国人介護人材定着促進事業	都道府県	すべての在留資格	介護施設等に対して、外国人職員との意思疎通の円滑化、外国人介護人材の学習支援等のため、ICTツール等の導入・活用に係る経費を助成。

1 事業の目的

- 本事業は、
 - ・国内や海外において日本の介護をPRすること等により、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入れを促進するとともに、
 - ・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 情報発信（WEBやSNSを含む）

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
- 広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。
- 日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)



2. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など
- 技能実習生及び1号特定技能外国人の訪問系サービスの従事に係る事業所の遵守事項の確認も含めた巡回訪問及び相談窓口の体制強化

4. その他の相談支援等

- 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。
- 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。



海外に向けた日本の介護についてのPR

海外向けのオンライン／現地説明会の開催

- 実際に日本の介護施設で働く外国人の方が介護業務や日本の生活についての紹介、日本語学習に関する紹介などのプログラムを提供
- 令和2年から11か国で延べ40回開催
- 令和6年度は、インド6都市13回（デリー/ゴウハティ/ベンガルール/コチ/チェンナイ/西ベンガル州）、スリランカ1都市2回（コロombo）、バングラデシュ2都市2回（ダッカ/マイメンシン）で、計16会場で集合形式で実施

実施国	実施日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
インドネシア	令和2年11月26日	令和3年10月27日	令和4年11月10日	令和6年1月10日	令和7年1月8日
モンゴル	令和2年12月16日	令和3年10月30日	—	—	—
カンボジア	令和2年12月20日	令和4年1月21日	—	令和5年12月4日	—
ミャンマー	令和3年1月19日	—	—	—	—
フィリピン	令和3年1月20日	令和3年11月27日	令和5年11月25日	令和5年11月22日	令和6年8月27日
ネパール	令和3年2月5日	—	—	令和6年2月8日	—
タイ	—	令和3年12月20日	令和5年2月15日	—	—
ベトナム	—	令和3年11月10日	令和4年10月5日	令和5年9月27日	令和6年10月10日
スリランカ	—	令和4年1月11日	—	—	令和6年11月29,30日
バングラデシュ	—	—	令和5年3月2日	—	令和7年1月29,31日
インド	—	—	—	—	令和6年10月21～25日 令和6年11月22,23,26,27日 令和7年2月3～5日

日本の介護に関するPR動画の作成及び周知



- 令和6年度は、2種類のイメージ動画を作成して、各説明会の投影だけでなく、SNSを活用して海外に向けて配信

- 「海外PR/Promotion of Kaigo」国際厚生事業団ホームページ：https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=18945
- 国際厚生事業団 YouTubeチャンネル：<https://www.youtube.com/@jicwels5396>
- 「Japan Care Worker Guide」ホームページ：<https://japanccwg.com/>
- Japan Care Worker Guide Youtubeチャンネル：https://www.youtube.com/channel/UCKYaJOIEX05Ni9Yu96Wr_ew



海外PR
Promotion of Kaigo



国際厚生事業団
YouTubeチャンネル



Japan Care
Worker Guide



Japan Care Worker Guide
Youtubeチャンネル

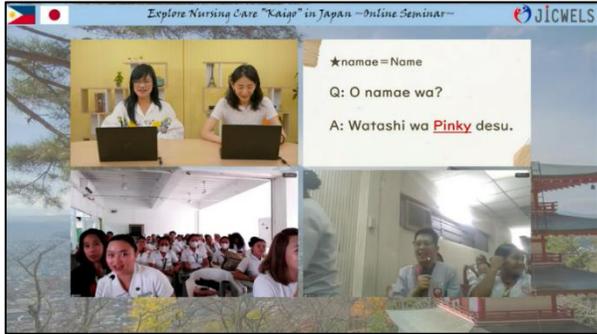


海外に向けた日本の介護についてのPR

令和6年度 海外向けオンライン説明会の様子

ライブ配信の様子

<フィリピン>



<ベトナム>



<インドネシア>



現地配信先の様子



アンバサダー出演の様子



海外に向けた日本の介護についてのPR

令和6年度 海外向け現地説明会の様子

現地会場の様子

<インド>



<スリランカ>



<バングラデシュ>

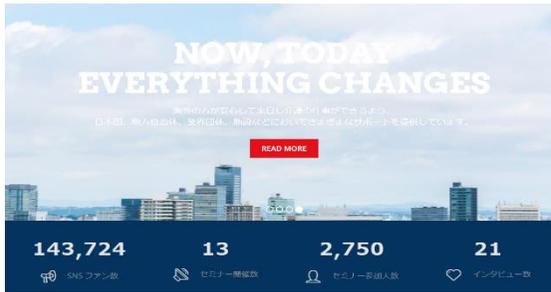


アンバサダー事前取材の様子



Japan Care Worker Guideについて

「Japan Care Worker Guide」の運営



○ 11言語に対応

英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語
モンゴル語 タイ語 ベトナム語 タガログ語 ヒンディー語 日本語
※令和6年度内にタガログ語、ヒンディー語を追加

○ 各国出身の外国人や一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載するなど、外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載

○ SNSファンは約14万人

外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載



各国出身の外国人や日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載



外国人介護職員向け「介護福祉士国家試験」合格者座談会

○ 介護現場で活躍する外国人の皆さんにご登場いただき、介護福祉士の国家資格に興味がある皆様に向け、介護福祉士国家資格や国家試験について、様々な情報を提供。



本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護の日本語WEBコンテンツの運用等

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成等

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。

4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催

- ▶外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度为国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



特定技能評価試験 学習テキスト



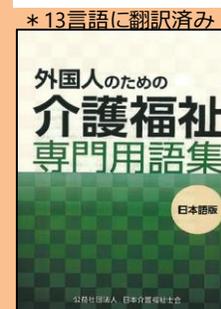
介護の日本語 テキスト



外国人のための 介護福祉士国家 試験一問一答



外国人のための 介護福祉専門 用語集



介護の日本語WEBコンテンツ（にほんごをまなぼう）について

にほんごをまなぼう とは

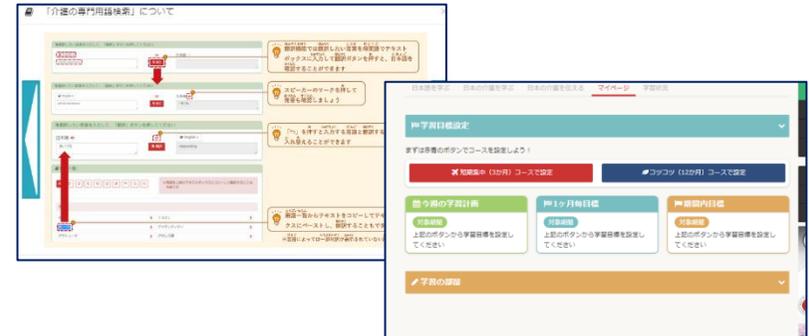
無料



日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツであり、日本語能力試験のN3、N2程度合格や特定技能評価試験対策、介護技術の習得などを目的とした無料で利用できる学習支援ツール。

介護の日本語学習支援等事業の一環として、日本介護福祉士会が開設・運営。

「学習目標の設定」「介護の専門用語検索」「小テスト」「模擬試験」といった学習コンテンツを搭載。



オペレーション言語は14言語に対応。

オンラインでレベル (N2・N3) にあわせたドリル (問題) を提供。

学習者向けに多言語に翻訳したテキストや、介護福祉士国家試験に向けたテキストを搭載。

また、指導者 (技能実習生指導者等) 向けの手引き等のコンテンツを搭載。

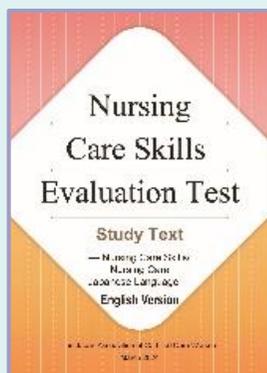
学習教材（外国人向け各種テキスト）の作成

多言語対応テキスト

介護の特定技能評価試験 学習テキスト 改訂版・改訂2版

「特定技能」の「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格を目指して知識を習得するための学習用テキスト

対応言語数：15か国（日本語を含む）



外国人のための 介護福祉専門用語集

外国人の方が介護現場で働くときに使う、介護福祉分野の専門用語を学ぶための教材「にほんごをまなぼう」内に語彙の意味や使い方を学ぶドリルも搭載

対応言語数：14か国



外国人のための 介護福祉士国家試験 一問一答

介護福祉士試験の合格を目指す外国人の方向けの教材「にほんごをまなぼう」内にドリルを搭載

対応言語数：15か国（日本語を含む）



英語

クメール語

インドネシア語

ネパール語

モンゴル語

ベンガル語

タガログ語

ウルドゥー語

ウズベク語

ビルマ語

ベトナム語

中国語

タイ語

ヒンディ語

日本語

※ 上記のテキストはすべて無料で利用可能であり、厚生労働省ホームページ等で公開している。

(掲載先) 厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html 令和8年1月

外国人介護人材のための国家資格取得支援講座

1 事業の目的

- 外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材を対象とした国家試験対策に特化した講座（講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等）を開催。
- 特に、
 - ・ 「実務経験ルート」の受験者である技能実習・特定技能等の在留資格の外国人介護人材に対して学習機会を提供し、
 - ・ 外国人介護人材の実態を把握することで、資格取得における課題を整理し、重点を絞った学習教材を用い、講座を開催する。

2 事業の概要

開催場所：全国37都道府県（令和6年度実績）

実施方法：集合（都道府県開催のみ）及びオンライン

開催時期：令和6年9月～12月

対象：以下をすべて満たす方

- ①令和6年度介護福祉士国家試験受験予定者もしくは受験資格を有する者
- ②日本語能力N3程度の者
- ③全5日間の受講が可能な者

プログラム概要：基礎講義、各種国家試験模試、グループワークも含む計5回開催。
受講者の学習の深化を前提に「基本」、「導入」、「実践」の3段階のプログラム構成

実施主体：公益社団法人 日本介護福祉士会



公益社団法人 日本介護福祉士会HP
<https://www.jaccw.or.jp/projects/kokusai>

外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



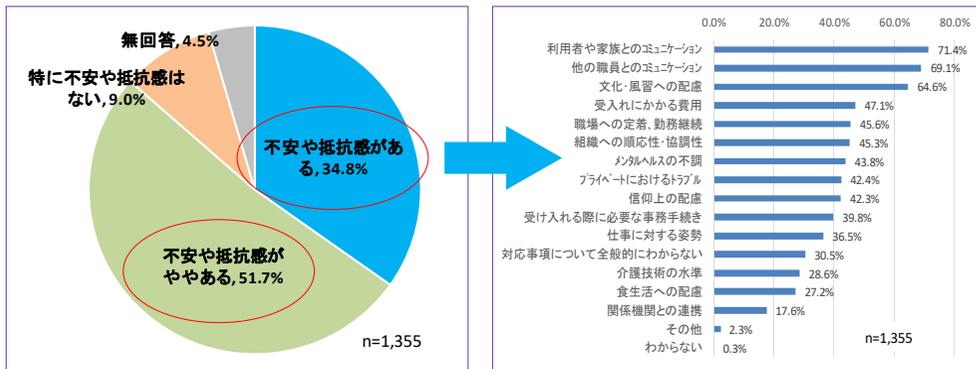
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



施策名：外国人介護人材獲得強化事業

① 施策の目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、都道府県と連携して、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保するため、都道府県と連携して以下の外国人介護人材の確保の取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して、その費用を補助する。
 - ア 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集
 - 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送出国の学校、送出国機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。
 - イ 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化
 - 外国人介護人材を円滑に確保する目的で、海外現地の学校・送出国機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等の実施、活動に必要な宣材ツールの作成等を行う。
 - ウ 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動
 - 更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関するPR、介護施設・介護福祉士養成施設・日本語学校等の情報提供などの広報活動、これらの取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。
 - エ その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
- 外国人介護人材の受入れを促進し、地域への定着を図るため、地域の実情に応じた受け入れ体制を整備し、外国人介護人材に係るセンターを活用する等して、初めて外国人介護人材を受け入れる事業所への支援や、受入れのきっかけをつかめない小規模事業所等への支援等を重点的に行う都道府県に対して、その費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国2/3、都道府県1/3



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

海外現地の送り出し機関等との関係構築・連携強化や、現地説明会による採用・広報活動など、介護事業者の支援や外国人介護人材に係るセンターの活用により、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

施策名：外国人介護人材定着促進事業

① 施策の目的

令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が可能となったが、訪問先の利用者の居宅において緊急時、不測の事態が起こった際に適切に対応できるようにする観点で「ICT等の活用等による環境整備」を遵守すべき事項として定めている。

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援や記録作業の負担軽減、不測の事態への対応として、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入や環境整備に係る経費を補助し、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

〇 外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、都道府県と連携して以下のア・イのいずれかの取組を行う外国人介護人材受入事業所等に対して、その費用を補助する。

ア 外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

イ その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1/2、都道府県1/4、受入事業所等1/4



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所におけるツール等の導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の円滑なコミュニケーションや、外国人介護人材の業務負担の軽減等を行い、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

施策名：介護の日本語学習支援等事業

① 施策の目的

在留資格「特定技能」の受入促進等により今後増加が見込まれる外国人介護人材の資格取得支援ニーズへの対応や、国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための定着支援を推進するため、外国人介護人材の資格取得に向けた学習支援のノウハウを展開し、介護現場の指導環境の整備を行うことで外国人介護人材の資格取得の促進を図る。

また、令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスへの従事が可能となったことから、外国人介護人材の受入に積極的な事業所のサービス提供責任者等の指導者に対して伴走支援を行いつつ、小規模事業所も含めた事業所への円滑な受入を促進するとともに、受入後も外国人介護人材に長く働いてもらうための定着支援へ繋げる。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

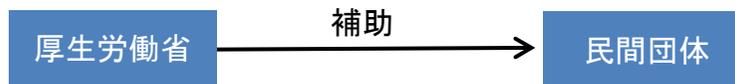
③ 施策の概要

外国人介護人材が従事する施設の教育担当者向けの手引きの開発など、介護現場における適切な指導体制、指導プログラム等を体系的に整理することで、外国人介護人材の資格取得に向けた支援のノウハウを広く展開し、介護現場での指導環境の整備を行う。

さらに、外国人介護人材が訪問系サービスに従事するにあたって、受入に積極的な訪問系事業所の指導者を対象にした伴走支援等を行い、受入後の具体的な取組を可視化し、課題や好事例を抽出。訪問系サービス事業所の指導者向けガイドラインの作成を通じて、現場の指導員の負担軽減に資する支援を行うとともに、外国人介護人材の円滑な受入・定着を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体



【補助率】 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化や訪問系サービス事業所に対する支援を実施することで、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。

施策名：外国人介護人材受入・定着支援等事業

① 施策の目的

主に南アジアを中心とした情報発信と、自治体等と送出国との連携に向けた伴走支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図る。

また、令和7年4月より在留資格「特定技能」及び「技能実習」の外国人介護人材の訪問系サービスの従事が可能となったが、遵守事項の確認や相談窓口の設置から相談事項に係る解決に至るまでの伴走型支援まで実施するため、訪問系サービスへの外国人材の受入れ数の増加を見込み、相談窓口および巡回訪問体制の強化を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

(1) 情報発信

- ・ 主に南アジア諸国や各国地方部において継続的に説明会等を実施して情報発信を行い、日本の介護の認知度向上を図る。
- ・ 海外での情報発信のノウハウ等を活用し、自治体等と送出国との関係構築やヒアリング調査等の伴走支援を行い、自治体と送出国との連携を図る。

(2) 相談支援の実施

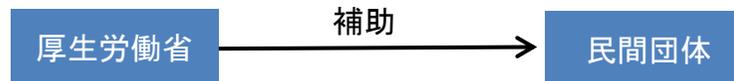
- ・ 訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認、相談内容の分析も含めた相談窓口の体制強化のため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

(3) 巡回訪問等の実施

- ・ 訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた巡回訪問の体制を強化するため、業務のスーパーバイズを担う職員を配置。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体



【補助率】 定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

送出国における、日本での介護労働の認知度の向上等につながる情報発信や訪問系サービス事業所に対する支援体制を確保することで、外国人介護人材と国民が必要な介護サービスを安心して受けられるような環境を整備する。

外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

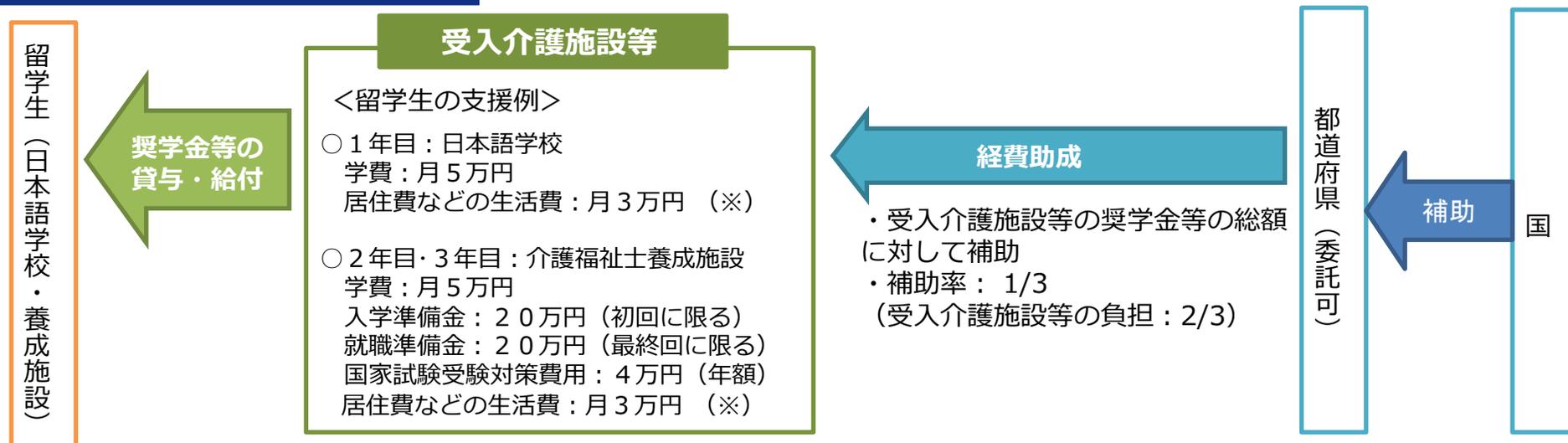
※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- なお、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できる。

2 事業のスキーム・実施主体等



※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

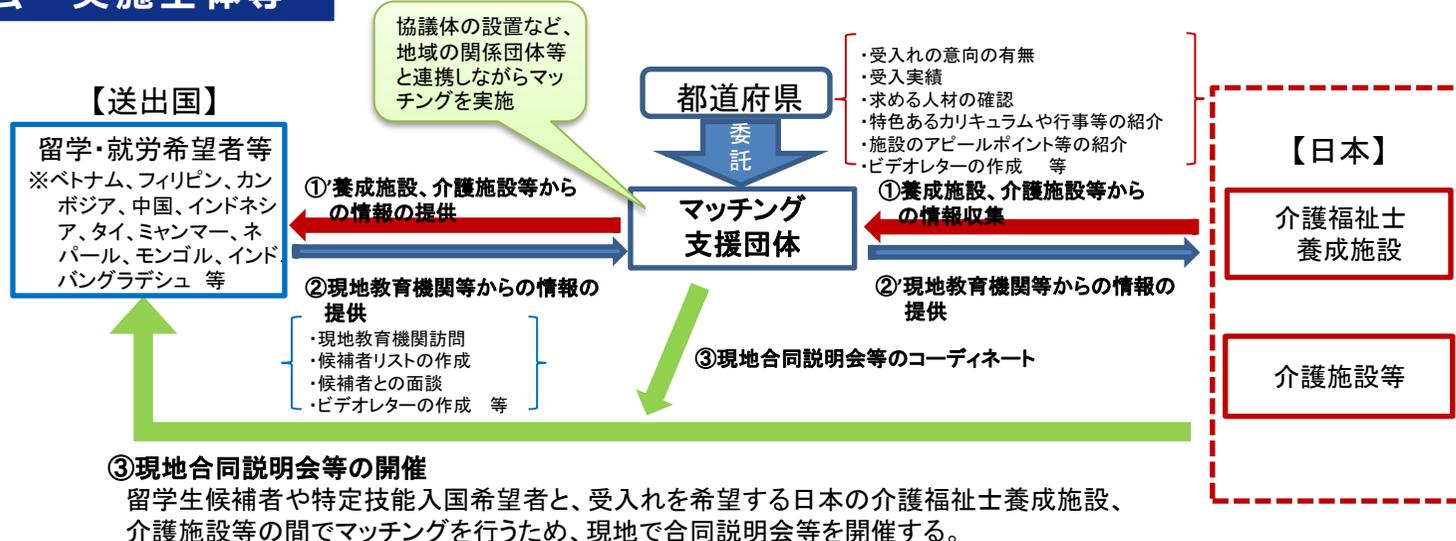
1 事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

2 事業のスキーム・実施主体等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：2/3

外国人介護人材研修支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和8年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

- 技能実習生や1号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
 - ・ 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
 - ・ 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
 - ・ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることとしている。
- 介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。
 - ※ 別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

- 外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
 - ・ 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
 - ・ 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

(3) 研修講師等の指導者養成研修の実施

- 上記(1)(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

(参考資料)

外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について

検討経過

- 訪問介護員等の人材不足の状況などを踏まえ、「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を立ち上げ、関係団体等に参画いただき議論を行ったところ、令和6年6月に公表した同検討会の中間まとめでは、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされた。**
- 令和7年2月17日には「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」等（※）でも、**一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとされた。**

※ 「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」

改正の概要等

- **介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等（※）を有する技能実習生及び特定技能外国人について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事を認める。その場合、受入事業所は、利用者・家族へ事前に説明を行うとともに、以下の事項を遵守することとする。**

※ 介護事業所等での実務経験が1年以上あることを原則とする

- ① 外国人介護人材に対し、訪問介護等の業務の基本事項等に関する研修を行うこと
- ② 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する際、一定期間、責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと
- ③ 外国人介護人材に対し、訪問介護等における業務の内容等について丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成すること
- ④ ハラスメント防止のために相談窓口の設置等の必要な措置を講ずること
- ⑤ 外国人介護人材が訪問介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な環境整備を行うこと

- **令和7年4月施行。** ※ 施行日について、技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月21日

(参考資料)

介護福祉士国家試験のパート合格による介護分野における特定技能外国人の滞在期間延長について

パート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について

第38回介護福祉士国家試験（令和8年実施）より、介護分野の特定技能外国人のうち、特定技能の在留期間（通算5年）経過直前の介護福祉士国家試験において全パートを受験し、

- ①当該試験において1パート以上合格している、かつ
- ②当該試験において総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある

等の一定の要件（※）を満たした方については、最長1年間の在留期間延長を可能とする。

（※）その他の要件は以下の通り。

- ・当該外国人に翌年度の介護福祉士国家試験合格に向けた学習意欲があり、かつ、翌年度の介護福祉士国家試験を受験することを誓約すること
- ・特定技能所属機関において学習計画（翌年度の国家試験合格を目指すための具体的な支援計画及び国家試験対策に係る講座・研修等の受講予定を含む）を対象者本人とともに作成し、厚生労働省に提出すること

<例：令和3年7月就労開始の場合>

1年目 (R3.7~R4.6)	2年目 (R4.7~R5.6)	3年目 (R5.7~R6.6)	4年目 (R6.7~R7.6)	5年目 (R7.7~R8.6)	6年目 (R8.7~R9.6)
就労開始		実務経験3年 +実務者研修受講 →介護福祉士国家試験の受験資格取得	介護福祉士国家試験 受験① →不合格	介護福祉士国家試験 受験② →不合格	介護福祉士国家試験 受験③ 要件該当の場合 最長1年延長可

- ・合格の場合→在留資格「介護」に変更可能
※速やかに変更許可申請を行う
- ・不合格の場合→帰国

(参考資料)

育成就労制度について



分野別運用方針の主要な記載事項①

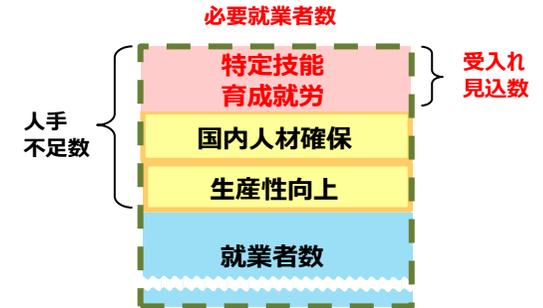
1 特定産業・育成就労産業分野

■ : 既存分野			■ : 既存分野のうち新たな業務等を追加する分野			■ : 新たに追加する分野		
介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野				
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野				
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野				
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野					

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人 (令和11年3月末まで)

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

3 人材の基準

(1) 一般的(※)な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能1号	特定技能2号
技能水準	—	育成就労評価試験(初級)	育成就労評価試験(初級)	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級)	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	A1相当以上又は A1に相当する講習の受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ **日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。**

4 制度の運用に関する重要事項

(1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている(基本方針第四2(1)工)。

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限(「—」は転籍制限期間が1年の分野)	2年	—	2年	2年	2年	—		—	—	2年	—	—	2年		—	2年	—	—	2年

(2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例(特:特定技能 育:育成就労)

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定(許認可等) ※外国人受入れの際に特に求めるもの	育	特・育	特・育	—	特・育	特・育	特	特・育	—	特・育	特・育	—	—	特	—	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人への加入等	—	—	特	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特・育	—	—	—	—	—	—
受入れ機関の受入人数上限	特・育	—	特・育	—	—	—	—	—	特・育	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—
監理支援機関等の範囲	育	—	—	—	特・育	—	—	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

介護分野の育成就労における固有要件について

転籍制限 期間

- ・転籍制限期間は分野ごとにその業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定するところ、介護分野においては2年と設定する。
- ・1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者は、介護職員等処遇改善加算の取得等の要件を満たすものとするに加えて、育成就労外国人ごとに、育成就労キャリア支援プランを作成するものとする。
(転籍制限期間を2年に設定する理由)
- ・介護は継続した利用者のいる対人支援サービスであり、同一事業所において、継続的な実践により利用者との信頼関係を醸成しながら、多様な状態像の変化に対応できる専門職としての知識や技術、倫理などを修得することが必要であるため。
- ・人材確保の観点からも、大都市圏での需要が高い傾向が見られることから、転籍を制限しなければ、地方において就労を開始した育成就労外国人がより賃金の高い都市部へと過度に流出する恐れがあるため。

コミュニケーション能力の確保

- ・1年目(入国時)は、「A2. 2」が要件。
 - ・2年目以降は、「A2. 2」及び「日本語学習プラン」(ただし、「B1」を取得している場合は、日本語学習プランは不要)。
 - ・育成就労終了時は、「A2. 2」及び「介護日本語評価試験」。
- (参考)日本語教育の参照枠
- 「A2. 2」:ごく基本的な個人情報や仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる
- 「B1」:仕事等でふだん出会うような身近な話題について、主要点を理解できる

適切な育成就労実施者の対象範囲の設定

- ・介護等の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)
- ・適切な人材育成を図る観点から安定的に事業を行えることを確認するため、以下のいずれかに該当していること
 - (1) 事業所を開設してから3年が経過している
 - (2) 当該事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後3年が経過している
 - (3) 外国人に対する研修体制や職員・利用者等からの相談体制など同一法人によるサポート体制がある

適切な育成体制の確保

- ・受入れ人数枠 事業所ごとに、事業所の常勤介護職員(育成就労外国人を除く。)の人数に応じた受入れ人数の上限を設ける。なお、事業所の育成就労外国人の総数は当該事業所の常勤介護職員の総数を超えない。
- ・育成就労指導員の要件 育成就労外国人5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。
- ・労働安全衛生 育成就労外国人に夜勤や緊急対応業務を行わせる場合は、指導に必要な体制確保等、利用者の安全確保及び外国人保護のために必要な措置を講じる。
- ・入国後講習 日本語科目は240時間以上(B1以上の場合は80時間)、技能科目は42時間以上とするほか、それぞれの講義について一定の要件を満たす人材が行うこと。

訪問介護への従事

- ・育成就労実施者は、介護職員初任者研修課程等を修了し、実務経験等を有する育成就労外国人のみを訪問介護等の業務に従事させることとし、その場合にあっては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 訪問介護等の基本事項等に関する研修
 - ② 一定期間の責任者等の同行等による必要な訓練
 - ③ 訪問介護の業務内容等の説明、意向の確認、キャリアアップ計画の作成
 - ④ ハラスメント防止のための相談窓口設置等の必要な措置
 - ⑤ 不測の事態発生時に適切な対応ができるよう、情報通信技術の活用を含めた必要な措置

監理支援機関による監理の徹底

- ・監理支援機関の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置
- ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
- ・法人類型として、社会福祉連携推進法人及び介護又は医療の事業者団体を追加

※育成就労制度本体の要件に加えて満たす必要がある。